

第六十八回 参議院建設委員会會議録第三号

昭和四十七年三月七日(火曜日)
午後一時六分開会

委員の異動

三月三日

辞任

喜屋武眞榮君

補欠選任

野末 和彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小林 武君

中津井 真君

丸茂 重貞君

山内 一郎君

西ヶ久保重光君

委員

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

竹内 藤男君

中村 禎二君

米田 正文君

沢田 政治君

田中 一君

松本 英一君

二宮 文造君

村尾 重雄君

春日 正一君

国務大臣

建設大臣

西村 英一君

政府委員

近畿圏整備本部

次長

中部圏開発整備本部

本部次長

朝日 邦夫君

佐土 俠夫君

首都圏整備委員
会事務局長
北海道開発政務
次官
北海道開発庁総
務監理官
建設大臣官房長
建設省計画局長
建設省都市局長
建設省河川局長
建設省道路局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

説明員

建設大臣官房官
庁官総部長
建設省住宅局調
査官

常任委員会専門
員

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

建設省河川局長
建設省道路局長
建設省河川局長
建設省道路局長
高橋 國一郎君
川崎 精一君
吉兼 三郎君
高橋 弘篤君
大津留 温君
山田 嘉治君
上田 稔君
川島 博君

以下、当面の諸施策について申し述べること
をいたします。

第一に、都市対策であります。

都市対策については、新都市計画法による市街
化区域を基盤として、既成市街地の再開発と新市
街地の計画的な整備を推進する所存であり、土地
区画整理事業を中心とする町づくり事業と都市施
設の充実を進めてまいります。特に、都市公園に
つきましては、都市住民のいこいの場を確保し、
次代をにぎる青少年の健全な育成に資するため、
新たに都市公園の整備に際し、総投資額九千億円
にのぼる都市公園整備五カ年計画を策定してその
推進をはかりたいと考えています。

また、下水道につきましては、河川、湖沼、沿
岸海域などの公共用水域の水質の汚濁を防止する
ためにも、その整備が急務であることは申すまで
ありません。そのため、下水道整備五カ年計画
の推進をはかることに、下水道技術者の不足に
対処して新たに執行体制の強化充実の措置を講じ
たいと考えています。

第二に、住宅対策であります。

住宅は、国民生活の福祉の上からも、大きな役
割を占めるものであるにもかかわらず、わが国の
住宅水準は、最もおくれているのが現状であり、
ことに、民間自力の住宅建設の沈滞を補う上から
も都市における低所得者及び都市勤労者に対する
住宅供給に最重点を置いて取り組んでまいっている所存
であります。

昭和四十七年度におきましては、住宅金融公庫
の貸し付け額の増額、住宅を建設した者について
の所得税上の優遇措置の創設等住宅対策の質と量
をともに充実したいと考えております。

第三に、土地対策であります。
都市問題、住宅問題を解決する上は、土地問

題の解決にあると言つても過言ではないと信じます。

土地対策としては、人口、産業の地方分散をはかることも、宅地開発の計画的な推進を行なうほか、地価公示の拡充とその活用の諸施策を総合的に実施してまいる考えであります。

公共投資に充てられた資金の有効な活用をはかる上からも、公共用地の円滑な先行取得を推進し、かつ、開発利益の適正な帰属をはかりつつ宅地の大規模な供給をはかる方策を進めることが肝要であると考えており、そのための新規立法の準備を進めている次第であります。

第四に、国土保全であります。

土地利用の高密度化に伴い、国土保全はますます重要となつてきており、かつまた、都市における用水の供給は、今後逼迫の度を加えるものと考えられる一方、近年の急傾斜地崩壊による人命損傷の多発に対処する必要がある、治水水利対策の充実が緊要であります。

このため、新たに昭和四十七年度を初年度として総投資額四兆五百億円の第四次治水事業五箇年計画を策定するとともに、河川事業及びダム事業に関連する制度の改善も行なつて、重要水系の河川改修をはじめとし、立ちおくれしていた中小河川、都市河川の整備と地すべり対策の推進、広域的な水資源の開発をはかる考えであります。

第五に、道路問題であります。

道路の整備につきましては、交通需要の飛躍的増大に対処することはもとより、国土の均衡ある発展をはかるための幹線自動車道の整備から国民生活の基盤をなす市町村道の改良に至るまで、国土の骨格を形成する基本となるものと考えております。

昭和四十七年度は、立ちおくれしている市町村道の整備を積極的に促進するものをはじめ、高速自動車国道の整備を強力に実施する考えであります。これは実施にあたっては、沿道の環境保全に十分配慮し、道路整備と環境との調和をはかるとともに、激増する交通事故に対処して、安全な道

路とするよう交通安全施設の整備に意を用いる考えであります。

最後に、沖縄の振興開発についてであります。復帰後の沖縄については、各分野における本土との格差をすみやかに是正するとともに、地理的及び自然的特殊性を生かし、沖縄振興開発計画により、積極的にその振興開発をはかる考えであります。

以上の諸施策について所信を申し述べましたが、いずれも国民生活をささえる重要な問題でありますので、誠心誠意建設行政の推進につとめ、国民の期待にこたえる所存であります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(小林武君) 次に、北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について御所信を承ります。渡海北海道開発庁長官。

○国務大臣(渡海元三郎君) 第六十八回国会における委員会審議をお願いするにあたりまして、北海道開発行政の基本的な考え方について、私の所信を申し述べたいと存じます。

北海道の総合開発は、今日、北海道の有する潜在能力を効果的に発揚し、国土利用の抜本的再編成に積極的の寄与する国家的事業であります。

このような観点に立つて、さきに政府は、第三期北海道総合開発計画を策定し、高生産性産業の展開と明るく住みよい地域社会の建設を目ざし、その環境条件を総合的に整備することとしたのであります。

昭和四十七年度は、この第三期計画の第二年度に当たりますので、この計画に盛り込んだ諸施策の具体的な展開につとめるとし、特に北海道の長期的、飛躍的発展の起動力となる先導的開発事業を重点的に推進し、第三期計画を早期に軌道に乗せるよう全力を傾注する所存であります。

すなわち、この計画における大規模開発プロジェクトである苫小牧東部大規模工業基地の建設、石狩湾新港地域の開発、根室地域における新酪農村の建設、国立医科大学設置準備等に着手し

たしますとともに、国土の主軸形成の一環をなす青函トンネルの建設、国土開発幹線自動車道の整備等を推進することとしております。

なお、第十一回札幌オリンピック冬季大会につきましては、国民各位の御支援によりまして盛会裏にとどまらぬと終了いたしましたことは、まことに喜びにたえないところであります。この機会をおかりしまして、御報告とお礼を申し述べさせていただきます。

次に、昭和四十七年度における北海道総合開発の基本施策のうち、建設関係分的重要施策について申し上げます。

道路整備につきましては、主要道路網を形成する幹線的な道路及び地域の生産生活活動に密着する道路に重点を置いて整備を進めるとともに、街路の整備等都市交通対策を推進することとしております。また、交通安全対策を強力に推進するため、交通安全施設等整備事業を促進するほか、特に冬期間の道路交通を確保するため、除排雪等の事業を強力に促進することとしております。

治水事業につきましては、未改修河川が多く、融雪、局地豪雨等によつて災害を受けている現状にかんがみまして、石狩川をはじめとする重要河川の改修を積極的に推進するとともに、都市河川及び災害多発地域における中小河川の改修を重点的に実施することとしております。特に留萌川につましては、四十七年度から新たに一級河川として整備の促進をはかるとともに、四十六年度から実施しております都市河川環境整備事業と直轄砂防事業をさらに強力に推進することとしていたしております。

また、河川総合開発事業につきましては、多目的ダム建設事業として豊平峡ダムを完成し、大雪ダムの建設等を促進するほか、新規に鹿の子ダムの実施計画調査に着手するとともに、治水ダムとして様似ダム、矢別ダムの建設等を促進するほか、新規に小平ダムの実施計画調査に着手することとしております。

最後に第三期計画において重視しております生活環境施設の整備につきましては、北海道のきびしい自然環境にかんがみて寒地生活に適するよう住宅の質の向上と建設戸数の増加につとめるとともに、下水道及び都市公園等都市環境の整備改善を強力に推進することとしております。

以上、北海道総合開発行政に関する諸施策について、所信の一端を申し述べましたが、日本の明日をつくる北海道の実現のため、今後とも北海道開発の推進に全力を傾注する所存でございますので、各位の一そうの御協力と御支援をお願いいたします。

○委員長(小林武君) 今期国会における本委員会関係の提出予定法律案について政府から順次説明を聴取いたします。建設省官房長大都留君。

○政府委員(大都留君) お手元に差し上げてございまして第六十八回国会建設省関係法律案という刷りものに基いて御説明申し上げます。

建設省で提案を予定しておりますのは全部で八件ございまして、このうち予算関係法案が四件、その他が四件となっております。

まず、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案でございますが、これは住宅金融公庫の貸し付け業務の範囲を拡大いたしまして、都市再開発法によります施設、建築物等の敷地に對して、その取得費に必要な資金を貸し付けようと、また中高層耐火建築物等の一部を購入する人に対しまして、その購入資金の貸し付けを行なうというふうな内容の改正でございます。

次は、下水道事業センター法案でございます。地方公共団体が下水道事業を進めるにあたりまして、特に技術陣の陣容が不足でございます。そういう状況にかんがみまして、下水道事業センターを設立いたしまして、そこに専門の技術者等をプールいたしまして、地方公共団体の要請に基づいてこれらに技術的援助を行ない、あるいは委託を受けて根幹的な施設を建設しよう、またそれと同時に下水道技術者の養成、あるいは下水道に關する技術の開発を行なうというふうな業務を行なわせようとするものでございます。

次は、河川法の一部を改正する法律案でございます。広域的な水利利用に資する河川工事促進するため、二つ以上の河川を連絡する河川工事を実施し、それによって新たに流水を生み出し、これの利用に資せようとするものでございます。その二つ以上の河川を連絡させる工事に要する費用の一部を、新たに生み出された水を利用する利用者に負担せよという内容のものでございます。それとあわせて、準用河川の制度を一級または二級河川の末端において指定できるという制度にしようとするものでございます。

次は、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案でございます。治水上及び利水上、多目的ダムの建設を急いでやる必要がございますが、その早期着工をはかるために、特別の事情でダムの使用権の設定予定者がまだきまらないという段階におきまして、その使用者の負担すべき分を財投資金から借り入れまして、工事を先に施行しようという趣旨の改正でございます。以上の四件が予算関連法案でございます。

次は、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案でございます。これは新たに昭和四十七年度から治山治水事業五カ年計画を発足せよという内容のものでございます。

次は、都市公園整備緊急措置法案でございます。これは昭和四十七年度から都市公園整備五カ年計画を新たに策定、発足させ、都市公園の緊急かつ計画的な整備を促進しようという趣旨のものでございます。この都市公園整備緊急措置法案と、その前の治山治水緊急措置法の一部改正法案は参議院先議で行なわれることになっております。

次は、公有地の拡大の推進に関する法律案でございます。最近におきます公共事業を大いに促進する必要があると思いますが、そのための用地の取得難が大きな問題でございます。このために良好な都市環境の計画的整備を促進するため、市街化区域内の土地につきまして地方公共団体等に土地の先買いについて権能を付与し、またそれにかわ

て土地の先買いに当たるために土地開発公社を設けるという内容の法案でございます。

次は、新都市基盤整備事業に関する法律案でございます。これはまだ名前が仮の名称でございます。すけれども、この内容は大都市の周辺におきまして健全な新都市を建設するために、その基盤となる施設の用に供する土地をその地域の土地所有者等から均等に買い上げまして、この土地を整理集約することによって新都市の基盤整備事業を進めてまいろうという内容のものでございます。

以上八件はすでに提案済み、最後の一件は提案を予定しておりますが、さらに検討の上成案を得るならば提案したいという検討中のものが六件ございます。

その第一は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案でございます。これは前通常国会におきましてこの宅地建物法を改正された際に、消費者の保護を一そう推進するために消費者のこうむる損害の補てん制度を早急に整備すべきであるという御意見をちょうだいいたしました。その趣旨に沿いまして鋭意中身を検討を詰めておる次第でございます。

次は、屋外広告物法の一部を改正する法律案でございます。その内容は、違反広告物に対する規制の強化、屋外広告業者に対する指導、監督措置の整備並びに屋外広告物条例の統一化をはかるというような内容のものでございます。

次は、沿岸海域の公共的管理に関する法律案、仮の名称でございますが、でございます。この内容は、沿岸海域の利用の秩序化並びに環境の適正な保全という目的のために、沿岸海域の管理者を定め、また管理準則を策定いたしまして、沿岸海域の管理を適切に行なうという趣旨のものでございます。

次は、公有水面埋立法の一部を改正する法律案でございます。これは公有水面埋め立ての適正化をはかるために、免許基準の明定、埋め立て地の譲渡、処分等の規制等を内容とするものでござい

次は、石油パイプライン法案、これも仮称でございますが、石油パイプライン施設の整備に関する基本計画、事業の許可、道路の占用の特例等に関する規定を設けることによりまして、交通の混雑、災害の発生を防止して、都市環境の向上をはかりつつ、石油の安定かつ低廉供給をはかる、という趣旨のものでございます。

最後に、住宅生産工業化促進法案、これも仮称でございます。住宅生産の工業化を促進するため、住宅生産工業化計画の策定、工場生産住宅の認定制度、資金の確保、国の補助等の規定を設けようという内容のものでございます。

○委員長(小林武君) 首都圏整備委員会川島事務局長。

○政府委員(川島博君) お手元に首都圏整備委員会から資料を出してございます。今国会に提出する予定の法案は一件でございます。予算関係はございません。件名は、首都圏整備法等の一部を改正する法律案でございますが、具体的には首都圏整備法と首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、その二つの法律のそれぞれ一部を改正したい、かように考えておるわけでございます。

内容といましては、そこに要旨として四点掲げております。

まず第一に、工業等制限区域の指定の目的に都市環境の整備及び改善をはかることを加える、これが第一点でございます。

第二点は、工場の作業場に対する制限の基準面積を引き下げるとともに、新增設に対する許可基準を強化する。

第三に、小規模な制限施設については、知事あるいは市長等が許可または不許可の処分をいたします場合に、首都圏整備委員会委員長等の承認を要しないということにいたしたい。

第四番目といたしまして、学校の教室の増設に対する法律の適用除外の経過措置を、この際、廃止をいたしたい。

以上四点を内容とする法律案をただいま準備中でございまして、来週中には提案できるつもりで、この準備を進めております。よろしくお願いたします。

○委員長(小林武君) 近畿圏整備本部朝日次長。

○政府委員(朝日邦夫君) 近畿圏整備本部で本国会におきまして提案を予定しております法律案は、お手元に資料を差し上げてございます一件でございます。これは予算関係ではございません。

件名は、琵琶湖総合開発法案(仮称)でございますが、内容といたしましては、近畿圏におきまして琵琶湖の役割りにかんがみまして、琵琶湖並びにその周辺地域におきまして総合的な開発並びに下流域の水需要に見合いますところの水資源の開発を推進いたしますために、琵琶湖総合開発計画を策定することといたしまして、その開発計画の内容並びに策定の手続、さらにこの計画に基づきます諸事業に要します費用に關しまして、通常の負担方法のほかに、国並びに下流域の関係地方公共団体によりまして財源措置、その他必要な事項を定めることを内容としたものでございまして、目下最終的な調整をいたしておるところでございます。

○委員長(小林武君) 建設省関係予算の概要について説明をお願いします。大津留官房長。

○政府委員(大津留温君) 建設省関係の昭和四十七年度歳入歳出予算について、その概要を御説明いたします。

まず、建設省所管の一般会計歳入歳出予算は、歳入に六十九億六千三百余万円を、歳出に一兆三千四百九億七千二百余万円をそれぞれ予定いたしております。

このほか、歳出について、総理府の所管予算として計上されているもので、建設省に移しかえを予定される経費がありますので、これをあわせると、昭和四十七年度の建設省関係歳出予算は、一兆五千二百八十七億四千七百余万円となり、前年度(補正後)の予算に比べ一兆六千八百八十九億八千

百余万元の増加となっております。
なお、このほか、国庫債務負担行為として、公営住宅建設事業費補助その他に、八百九十六億八千三百余万円を予定いたしております。

以上が一般会計予算の概要であります。
次に特別会計について申し上げます。

まず、道路整備特別会計の予算総額は、歳入歳出とも九千五百七十二億一千余万円を予定しております。このほか、国庫債務負担行為として五百五十二億八千六百万円を予定いたしております。

また、治水特別会計の予算総額は、歳入歳出とも三千二百九十八億五千余万円を予定しております。このほか、国庫債務負担行為として三百七十二億四千二百余万円を予定いたしております。

また、都市開発資金融通特別会計の予算総額は、歳入歳出とも四百四十七億六千二百余万円を予定しております。

また、大蔵省と共管の特定国有財産整備特別会計のうち、建設省関係分の歳出は、五十九億三千八百余万円を予定しております。このほか、国庫債務負担行為として三十三億二千五百余万円を予定いたしております。

次に、個々の事業について御説明いたします。

第一に、都市対策事業についてであります。昭和四十七年度における都市計画関係事業の予算額は、三千二百八十八億五千五百余万円を予定いたしております。

このうち、公園事業については、総額九千億円の都市公園整備五カ年計画を策定し、昭和四十七年度から強力に事業の推進をはかることとし、予算額百二十五億一千二百余万円を、都市公園、国営公園等の整備と自然環境の保存を進めることといたしております。

また、下水道事業については、第三次下水道整備五カ年計画の第二年度として、都市環境を向上し、公害対策を推進するため、予算額九百八十三億三千三百余万円を、公共用水域の汚濁防止に重点をおいて事業を促進することといたしております。

また、都市開発資金の貸し付けについては、さ

きに御説明した同特別会計に百十四億円を予定し、これにより工場あと地と都市施設用地の買い取りを行なうことといたしております。

また、街路事業及び都市高速道路事業については、予算額二千五百一十一億八百余万円を予定いたしておりますが、これについては道路整備事業の項で御説明いたします。

以上の事業のほか、都市対策として下水道事業センターに一億五千万円を、市街地再開発事業等に十三億五千万円をそれぞれ予定いたしております。

第二に、住宅対策事業及び土地対策事業についてであります。昭和四十七年度においては、第二期住宅建設五カ年計画の第二年度として計画を着実に実施するため、予算額一千五百五億七千二百余万円を予定いたしております。

このうち、公営住宅建設事業については、一千九百億八千八百余万円を、十一万八千九百戸の建設等を行なうこととし、また、住宅地区改良事業については、二百六十七億五千三百余万円を、一万四千戸の建設等を行なうほか、農地所有者等による賃貸住宅の建設を促進するため、二億五千八百余万円の利子補給金により、四千戸を建設することといたしております。

また、住宅金融公庫については、四千四百五十億八千三百万円の資金及び百四十三億九千七百万円の補給金により、二十八万戸の住宅建設資金と地方公共団体等に対する二千三百ヘクタールの用地取得資金を含む宅地造成資金の貸し付け等を行なうこととし、また、日本住宅公団については、五千九百四十一億二千五百万円の資金により、賃貸住宅六万二千戸と分譲住宅二万六千戸の建設を行なうほか、二千四百五十ヘクタールの新規開発事業を含む宅地開発事業等を行なうことといたしております。

また、新たに、がけの崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転に対する補助金として、七千四百余万円を予定し、一千戸の移転を行なうことといたしております。

次に、土地地区面整理事業による宅地開発を促進

するため、組合施行事業に無利子貸し付け金十四億五千万円を予定いたしております。

さらに、地価公示については、年度当初に第三回目の公示を行なうとともに、前年度のほぼ二倍にあたる五千五百地点の地価調査を実施することといたしております。

第三に、治水関係事業についてであります。治水関係事業については、昭和四十七年度を初年度とする総額四兆五百億円の第四次治水事業五カ年計画を策定することとし、昭和四十七年度における予算額は、三千八百八十七億四千八百余万円を予定いたしております。

このうち、河川事業については、千八百五十二億二千八百余万円を、事業の促進をはかるほか、新たに三陸、周防、有明の三地区について高潮対策事業に着手することとし、また、ダム建設事業については、五百七十億八千八百余万円を、多目的ダム、河川せき等の建設等を行なうほか、新たに流況調整河川の建設に着手するとともに、資金運用部資金を導入して多目的ダムの先行整備を行なうことといたしております。

また、水資源開発公団については、百二十九億九百余万円の交付金を交付し、草木ダムは十七ダムの事業を促進することとしております。

また、砂防事業については、六百二十五億八千七百万円を、土石流対策及び地すべり対策に重点を置いて事業の促進をはかることといたしております。

次に、海岸事業については、海岸事業五カ年計画の第三年度として、九十九億七千余万円を高潮による災害の危険の大きい箇所及び侵食の著しい箇所重点を置いて事業の推進を図ることといたしております。

さらに、急傾斜地崩壊対策事業については、十五億円で、緊要な箇所について事業を促進するほか、特に昭和四十七年度から採掘基準を緩和して実施することといたしております。

第四に、道路整備事業についてであります。昭和四十七年度は第六次道路整備五カ年計画の第三

年度として事業の推進をはかることとし、予算額九千四百五十六億七千八百余万円を予定いたしております。

このうち、一般国道については、四千二百三十六億六千七百余万円を、一次改築の昭和五十年年度概成を目途に整備を進めるとともに、バイパスの建設、道路管理の強化を推進することとし、また、都道府県道については千五百三十四億九百余万円により、市町村道については二百二十六億二千六百万円により、それぞれ重要な地方幹線道路等に重点を置いて整備を進めるといたしておりますが、これらの地方道については、山村振興道路、奥地開発道路等の整備を促進することといたしております。

また、交通安全対策事業については、新特定交通安全施設等整備事業五カ年計画の第二年度として、二百九十五億二千五百余万円を、歩道及び自転車道に重点を置いて整備を進めるといたしております。

また、街路事業については千九百五十一億八百余万円を、主要な幹線街路を整備するとともに、土地地区面整理事業、市街地再開発事業等の促進をはかることといたしております。

また、雪害地域道路事業には百九十七億二千二百余万円を予定し、積雪寒冷地域における道路交通の確保をはかることといたしております。

次に、有料道路についてであります。日本道路公団については、五百七十五億円の出資金を含む五千五百八十四億九千万円の出資金により、東北、中央、北陸、中国、九州、関越及び常盤の各高速自動車国道をはじめとする高速道路網の整備並びに各地の一般有料道路の建設を進めるとし、また、首都高速道路公団については、国からの出資金五十八億円を含む一千四百四十九億三千七百円の出資金により、阪神高速道路公団については、国からの出資金四十二億円を含む八百三十六億九千九百万円の出資金により、それぞれ都市高速道路の建設を促進することといたしております。

特に、本州四国連絡橋公団については、国から

の出資金七億円を含む百三十三億円の資金により、三ルートの調査、設計及び技術開発を強力に行なうこととしております。

また、地方公共団体及び地方道路公社が行なう有料道路事業に対する貸し付け金については、七十五億九千八百万円を予定いたしております。

第五に、災害復旧対策関係事業についてであります。災害復旧対策には、予算額九百七十六億三千二百余万円を予定し、災害復旧事業については、直轄災害は従来どおり二カ年復旧とするほか、補助災害については復旧年限を一年短縮して三カ年で復旧する方針であります。

また、災害関連事業もこれにあわせて早期完成をはかり、再度の災害の発生を防止することといたしております。

第六に、官庁官署事業についてであります。

建設省所管の一般会計予算として百九十一億八千八百余万円を予定し、中央官庁、地方合同等の庁舎の建設等を実施することといたしております。

第七に、沖縄関係事業についてであります。

沖縄の復興に伴い実施する都市計画、治水、道路、住宅、官庁官署等の諸事業の予算額は、すでに御説明した各事業予算に含まれておりますが、沖縄分としては、合計百四十七億七千三百余万円を予定し、これにより復興記念公園、中部流域下水道、本島北部一周道路、沖縄総合事務局庁舎等の建設を鋭意進めるほか、水需給の改善に資するダム、建設及び九百戸の公営住宅の建設を行なうことといたしております。

以上をもちまして、昭和四十七年度の建設省関係の一般会計予算及び特別会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(小林武吉) 引き続き、各局別予算について順次説明を聴取いたします。大津留官房長。

○政府委員(大津留温吉) 大臣官房所管の予算は、建設省本省並びに付属機関及び地方建設局の一般会計分の人件費並びに一般事務処理費でございます。

います。その分の資料はございません。人件費と事務費だけでございます。その合計は予算額百四十三億四千七百六十六万円でこれを実施することといたしております。

○委員長(小林武吉) 高橋道路局長。

○政府委員(高橋弘隆) 計画局関係の予算の要旨について簡単に御説明申し上げます。四十七年度計画局関係予算説明資料について御説明申し上げます。

計画局関係の予算につきましては、大部分が土地対策についてでございます。

三ページをお開きいただきますと、「土地対策の推進」というのがございまして、これの「一」は「宅地開発の推進」という項目と、一〇ページにございまして地価公示についての予算についてでございます。

宅地開発の推進は、御承知のように第二期住宅建設五カ年計画九百五十万戸の宅地の新期供給をするための宅地の供給事業でございます。四十六年から五十年までの五カ年に七万五千ヘクタールの宅地を供給することを目標に毎年度計画的に事業を進めてまいっておるわけでございます。その総括表が四ページにございまして、この区分のところにございまして、各事業主体及び事業方式別にございまして、住宅公団、住宅金融公庫の融資、地方公共団体、区画整理方式によるもの、組合及び公共団体の区画整理事業及び最後の民間宅造に対する日本開発銀行の融資というのがございまして、合計に事業費、国費、地方債、開銀融資それぞれございまして、これをそのままと合計しますと、二千二百十八億というところでございまして、三三％の増しということになっておる次第でございます。この宅地開発施行面積が、四十七年度は大体四万三千八百ヘクタールばかりになるわけでございます。

五ページ以下にはその事業主体ごとの明細がございまして、五ページは日本住宅公団でございます。住宅公団につきましては、四十七年度の(A)の欄にござい

ますように、住宅用地、工業用地、流通業務用地、それぞれ事業費等を拡大してまいっておるわけでございますが、特に、中ほどにございまして宅地開発事業に伴って問題になりますところの「関連公共・公益施設」、これは公共団体の分を住宅公団が立てかえて施行する部分でございます。これを四七％の増しということで、ワクを広げておる次第でございます。合計いたしましたして、住宅公団事業費千六百六十六億でございます。昨年当初に比較し、二七％の増となっております次第でございます。

次の六ページは、住宅金融公庫についての内容でございます。御承知の公庫の融資によりまして、地方公共団体、地方住宅供給公社が宅地開発を推進するためのものがございます。やはり貸し付け契約額のワクを相当増額いたし、先ほど申し上げました関連の公共、公益施設の、これは公庫が、事業主体が資金を立てかえる部分の融資でございますが、これも七五％の増しということにいたしております。合計いたしましたして、住宅金融公庫は七百十二億、三七％の増ということになっておるわけでございます。

七ページは、地方公共団体の宅地開発事業でございます。これは地方債によるものでございまして、百三十億、四十七年度でございます。前年度当初に比較し、四四％の増というところになっております。これは地方債の全額並びに繰越債によるものでございます。

次に、七ページ、八ページは、区画整理事業方式によるものでございます。御承知のように、区画整理事業方式というものは、区画整理組合、先ほど官房長から説明ございました、組合に無利子の貸し付け金をいたすものと、地方公共団体が地方債により資金ワクをとり、そうして区画整理事業を行なうものがございます。ここにございまして、それぞれに事業費を増額いたし、合計いたしましたして前年度に比較し四五％の増額ということになっておる次第でございます。

八ページの下部は、民間宅地開発事業に対する

日本開発銀行の融資でございまして、四十六年度から新しくこの制度が設けられたわけでございます。すけれども、四十七年度は八十億ということで、昨年の五十億に対し、六〇％の増というところになっておる次第でございますが、別に書いてございまして、需要によりましては百億程度はこれは増額できるということになっておる次第でございます。

九ページに、来年度の新しい制度といたしまして大規模な宅地開発、ニュータウンの建設に伴って、居住者のための足として特に必要になってきますところの通勤鉄道の整備に対する助成措置というものの新しい制度が確立された次第でございます。

大規模宅地開発の中で、特に来年度ぜひ着手しなければならぬところが、(イ)の多摩ニュータウン関連の小田急、京王の新線、(ロ)の大阪の泉北ニュータウン及び千葉県の千葉ニュータウン関連のものであつたわけでございます。

多摩ニュータウンにつきましては、小田急、京王のいわゆる私鉄でございます。これは日本鉄道公団に民営鉄道部というものを設けまして、鉄道公団がこれの工事を施行しまして、そうして貸し付け、譲渡するということになりまして、それに関連する計画も、すでに四十七年度から着手することになりまして、四十九年度にはこれは完成ということ、宅地開発の進捗に合わせた完成見込みがあるわけでございます。

(ロ)の泉北及び千葉ニュータウンにつきましては、これは公営及び公営に準じたものでございまして、これは従来からございまして地下鉄の補助方式に準じました助成方法を行なうということになっております。

なお、これらの点につきましては、鉄道関係のことでございますので、運輸省の予算に計上されたいということになっておる次第でございます。

(ロ)につきましては、これもやはり四十七年度から着手し、四十九年度には完成し、居住者に不便

をかけないという手はずになっている次第でございます。

一〇ページをお開きいただきますと、次に「地価公示の拡充」についてでございます。この下の表をごらんいただきますと、地価公示及び地下調査の地点を明記いたしております。御承知のように、四十六年度は地価公示が昨年の四月一日に千三百五十地点、ことしの四月一日の地価公示のための調査が昨年が二千八百六十地点でございますが、四十七年度の四月一日には二千八百六十所の地価公示を四月一日にいたしました。それから来年度の四月一日の公示の調査が大体四十六年度の倍でございます。五千五百地点について地価調査をすることになっております。大体、こういう計画でございます。私どもの計画で四十九年度の四月一日には市街化区域内全域について地価公示をすることができるといふふうに考えておる次第でございます。

以下は行政都市の比較的近代化の小さい地点でございますので御説明を省略させていただきます。

○委員長(小林武君) 吉兼都市局長。
○政府委員(吉兼三郎君) お手元の都市関係の予算につきまして御説明申し上げます。

四ページをお開きいただきますと、まず公園事業関係でございますが、都市公園整備五カ年計画を策定をいたしたいということで、その整備水準並びに投資規模の考え方を四ページに書いてございます。概略申し上げますと、現在のわが国の都市公園の整備水準は人口一人当たり二・八平米でございます。ちょうどまん中あたりに書いてございますが、それをこの計画期間中に四・二平米までに水準を高めたい。そのための必要な公園の整備面積が一万七千ヘクタールでございます。金にいたしました九千億、うち予備費に千億を含んでおりますが、こういう規模でもって五カ年計画を発足をさせたいということでございます。五ページはその整備の重点としまして、まず都市環

境改善のための基幹公園の整備、それから公害災害対策としての緩衝緑地等の整備、また広域レクリエーション需要に対応いたしますための大規模な公園の整備、以上三つの柱を重点にいたしております。六ページにまいりまして、この際五カ年発足にあたりまして国庫補助の拡充強化をいたすことにいたしております。その内容といたしましては、補助率の改定並びにアップを考へております。まず施設につきましては、現行用地費共々につきましては二分の一の補助率アップをいたしたい。ロに書いてございまして児童公園につきましの用地につきましては、現在は補助がございせんが、これを三分の一の補助を確保いたしたいという内容でございます。

第一年度の四十七年度の公園事業関係につきましては、六ページの最後段に書いてございまして、内容でございまして、(2)には国営公園といたしまして新たに淀川の治水百年を記念いたしました国営の淀川河川公園を四十七年度から整備に着手いたしたいという内容でございます。七ページは公園関係の四十七年度の事業費予算額総括表でございますが、省略をさせていただきます。

それから八ページには下水道関係でございますが、第三次下水道整備五カ年計画の第二年度でございます。事業の重点は、まず水質環境基準達成のための緊急に整備しなければならぬ地域の下水道、なかなかすぐ流域下水道に重点を置いて推進をはかってまいりたい。そのためには流域の流域下水道のほか、新たに四十七年度から江戸川左岸は六カ所の流域下水道事業に着手をいたしたい。なお(3)に書いてございまして、流域別下水道整備総合計画の調査を強力に推進してまいりたい。また(4)に書いてございまして、環境基準に対応いたしますための下水処理技術、特に三次処理に関する技術の開発のための調査を推進してまいりたいというところであります。

二といたしまして、下水道事業センター(仮称)の設立でございますが、先刻総括並びに提出法案の御説明がございましたように、下水道計画を推進してまいりますにあたりましての執行体制の強化の中で、なかなか技術者不足対策に対処いたしたために、新たに下水道事業センターという特別補助によるところの認可法人を設立いたしたいという内容でございます。このための法案を提案をいたしております。

一〇ページには下水道事業センターの初年度の資金計画等の総括表を掲げておきましたが、発足の当初でございますので、事業規模等は非常に少額でございますが、全体、受託工事、技術援助等を含めまして十三億の資金規模でもって予定をいたしております。

一一ページには、都市開発資金計画でございますが、四十七年度はまず都市施設用地関係の義務的買取りにつきましては、貸し付け対象都市、政令都市が、札幌、川崎、福岡が追加されますので、こういう都市地域に対しての拡大を考えております。

二に書いてございまして、その施設につきましては、特に公園長期構想との関連におきまして、公園緑地関係の事業予定地の買取りというものに重点を置いてまいりたいという考えでございます。

開発資金の予算額の総括表は、その下に書いてあります。二ページにまいりまして、街路事業関係でございますが、道路整備特別会計の中に組み込まれておりますが、重点として実施いたします街路事業につきましては、1から6まで列記をいたしております。

一七ページは都市高速道路関係でございますが、まず首都高速につきましては、継続の十五路線のほか、来年に首都高速湾岸線の二期としまして、千葉方向にまいりまして、その湾岸線を新規に着手をいたしたいということでございます。なお書きに書いてございまして、懸案の都市高

ところの街路事業の整備に重点を置いております。

一三ページはこれの事業費予算額総括表であり、一四ページは土地区画整理事業でございます。私どものほうで所管いたしておりますのは、地方公共団体の実施いたしますところの区画整理、それから土地区画整理組合に対するところの補助事業の二つでございます。まず公共団体関係につきましては、そこに重点として三つばかりあげておりますように、まず計画的な新市街地の整備をはかりました場合には、区画整理事業というものが一番中心でございますので、そういう線引きをやりまして市街化区域の整備に重点を置いてまいりますが、その他特殊なものとしてしましては、(2)に書いております、新幹線関連地区及び国際空港関連地区、鉄道高架化関連地区等々の他事業の関連の整理にも重点を置いてまいりたい。それから組合施行土地区画整理事業につきましては、新市街地におきまして積極的にこの事業の拡大推進をはかってまいりたいと考えてございます。

一五ページはこれの事業費予算額の総括表でございますが、省略させていただきます。

一六ページは市街地再開発事業でございますが、だんだん事業の対象個所がふえてまいりまして、現在継続が二十五地区でございますが、来年は新規に東京の江東地区関連の大島・小松川地区ほか十二地区につきまして新たに着手を予定いたしております。なおまた、旧法の継続実施中の市街地改造事業の早期完成の促進をはかってまいりたいという考えでございます。これらの事業予算額総括表は、その下の欄にございましておりでございます。

一七ページは都市高速道路関係でございますが、まず首都高速につきましては、継続の十五路線のほか、来年に首都高速湾岸線の二期としまして、千葉方向にまいりまして、その湾岸線を新規に着手をいたしたいということでございます。なお書きに書いてございまして、懸案の都市高

速関係の財源構成の是正という点におきまして、六分コスト関係の無利子資金につきましては、国、地方の折半出資ということに改善がはかられることになりました。また、関連道路分相金の地方公共団体からの交付金につきましては、現行の二分の一が三分の一というところで地方負担の軽減がはかられることになったわけでございます。一八ページは阪神高速道路関係でございます。連続の十路線のほか、新たに大阪の海岸線の建設に着手を予定いたしております。また泉北線につきましても、新たに調査路線として採択をすることにしたしております。財源構成の改訂につきましては、首都高速道路公団と同様でございます。

最後に、一九ページには、沖繩関係の事業につきまして特記をいたしておきました。説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(小林武君) 川崎河川局長。

○政府委員(川崎精一君) お手元の河川局関係の資料によって御説明を申し上げます。

最後に、二ページ、三ページでございますが、私どもの関係の事業は、この区分にございますように、治水事業三千九百七十五億、海岸事業百四十八億、急傾斜事業三十億、災害復旧事業千三百五十八億、合計で五千五百十二億何がしてございます。

治水事業につきましては、四十七年度から五カ年計画を改定をいたしまして、第四次の治水事業五カ年計画に従って今後実施をすることを予定をいたしております。この三ページの中ほどに「倍率」の「事業費」の「当初」というのがございまして、治水事業につきましては、全体で前年に比べて約二・三割の伸びでございますが、この中で特に近年の災害、水資源の開発等の要請が非常に強まっておりますので、特にダム事業につきましては、その促進に配慮をいたした次第でございます。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、最近のがけくずれ等の災害にかんがみまして、特に事業の促進をはかった次第でございます。災害復旧

関係につきましても非常に復旧の短縮、こういった問題がやかましく議論をされておるからでございますので、特に今回は年限の短縮等に意を用いた次第でございます。

次に、四ページでございますが、先ほど大臣の所信表明にございましたように、四十七年度を初年度としまして、総投資規模が四兆五百億、中でも基幹事業の治水事業を三兆円で新しく五カ年計画を策定いたしまして、実施に移したいと存じておる次第でございます。

なお、治水事業につきましては、四十七年度の重点といたしましては、中小河川の対策、都市河川の対策並びに水資源の開発、この三つが一番の重点でございます。なお、新しく四十七年度より一級水系の指定を予定いたしておりますものに、北海道の留萌川、青森の高瀬川、この二水系を予定いたしております。

なお、河川事業につきましては、先ほどの方針のもとに、中小河川あるいは都市区域の河川の改修並びに管理、さらに河川の河口部におきまして高潮事業を促進いたしたために、新たに三陸、周防、有明等の新規の高潮対策事業に着手することと予定いたしております。

なお、そのほかに、都市対策の一環といたしまして、大地震対策、それから六ページにまいりまして、地盤沈下地域における河川対策あるいは都市周辺河川の環境整備、こういったものに重点を置きたいと考えておる次第でございます。

直轄並びに補助に關します河川事業の概要は、次の欄のとおりでございますが、新規といたしまして、直轄は、筑後川その他の十一河川に河道整備事業を実施いたしますとともに、また、河川のしゅんせつ浄化対策といたしまして、新しくここにございまして三河川を予定いたしております。

補助事業につきましても、先ほど申し上げました高潮対策として新しく三地区を追加いたしますとともに、河道整備といたしまして、鶴見川等六河川、それから河川のしゅんせつ浄化対策といたしまして、新しく横須賀地区ほか七地区等を予定

いたしております。

また、都市の小河川改修制度の拡大をはかりまして、姫路、静岡、東大阪、尼崎、熊本、こういった大都市につきましても新しくこの制度を適用いたしまして、改修の促進をはかりたいと存じておる次第でございます。

次に、七ページでございますが、河川総合開発事業の関係といたしましては、在来とも治水と水資源の開発を目的にいたしまして、事業の促進をはかつておるわけでございますが、四十七年度より、特に、先ほど来新しく法改正の御説明がございましたように、流況調整河川の建設、それから特定多目的ダムの促進、こういった二つの点の新しい制度の改定を予定いたしておるわけでございます。新しく四十七年度より資金運用部資金の借り入れを約六億程度を予定いたしておる次第でございます。

なお、流況調整河川につきましては、七ページの欄の下にございまして利根川広域導水事業、それから木曾川導水事業、こういったものを予定いたしておる次第でございます。

なお、それぞれの多目的ダムあるいは水資源開発公団の新規の着手地点並びに補助関係のダム地点、こういったものにつきましては七ページ並びに入ページの欄にしろしてございまして、御参照いただければけっこうかと思ひます。これで、全国で、河川総合開発事業といたしましては、約二百七十七カ所と流況調整河川が二の二百九河川の建設並びに実施調査を行なう次第でございます。

次に、砂防事業でございますが、主として、災害の最近の実態にかんがみまして、土石流対策並びに地すべり対策等に重点を置いて推進をしてまいります。新しい新規の事業といたしましては、十勝川に直轄の砂防事業を実施することを予定いたしておる次第でございます。

一〇ページにまいりまして、海岸事業でございますが、これは、この下の欄にございまして、より

に、建設省、運輸省、農林省三省共管の海岸事業五カ年計画に従いまして実施をしておるわけでございますが、この表にございまして、かなり進捗がはかっています。したがって、予算の執行にあたりましては、できるだけ災害の危険の多い箇所あるいは浸食の著しい箇所等に重点を置いて実施をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、急傾斜地崩壊対策事業でございますが、これにつきましては在来から採択基準が五十戸、緊急の場合は三十戸と、こういった基準でございまして、これを大幅に拡大をいたしまして、今回は二十戸以上、また災害の発生危険の多いところにつきましては、十戸以上に対象を拡大いたしまして、事業の推進をはかつてまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、一二ページの災害復旧関係事業でございますが、これにつきましては、補助災害につきましては在来は災害の発生年を含めて四カ年間で完了ということが基準でございましたが、今回三年間で完全に復旧をするという予算措置をとっておる次第でございます。なお、このほかに国庫債務負担行為等を活用いたしまして、できるだけ実質的な復旧の工事の促進をはかつてまいりたいと考えておる次第でございます。

一三ページに沖繩関係の治水事業がございまして、特にダムといたしましては、現在実施されております福地ダムを完了をはかれますとともに、さらに安波・普久川・新川、こういった新しい水資源の開発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以下それぞれの事業の直轄、補助別あるいは所管別の表がございまして、省略させていただきます。以上でございます。

○委員長(小林武君) 高橋道路局長。

○政府委員(高橋国一郎君) 道路整備特別会計予算説明資料に基づきまして御説明申し上げます。一ページに昭和四十七年度の道路整備事業の予算の重点事項が列記してございまして、これにつ

まして簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず第一に、国土開発幹線自動車道の建設の推進でございます。国土の基幹的ネットワークとなる全国高速道路網の早急な整備をはかるために、昭和四十九年度までに千九百キロメートルの区間を供用することを目標といたしまして、その建設を強力に進めております。昭和四十九年度と申しますのは、第六次道路整備五カ年計画の最終年度に当たります。

二番目に、一般国道及び地方道の整備の推進でございます。

まず第一に、一般国道につきましては一次改築の昭和五十年までに概成することを目標に進めております。なお、交通混雑の著しい区間につきましては、バイパスの建設を急いでおります。

二番目に、都道府県道でございますが、幅員狭小を原因とする混雑箇所を早期に改築し、重要な地方幹線並びに地方開発促進のための路線の整備を重点的に行なっております。市町村道につきましては、これは重要路線を選定いたしまして、その整備をはかることとしております。なお、地方道の整備につきましては、奥地開発道路、山村振興道路、過疎対策道路等を含めまして、地方生活圏構想に基づくものを優先的に整備することとしております。

三番目に、積雪寒冷地域におきます道路交通の確保をはかるために、特別豪雪地帯におきます基幹道路の整備をはかることとしております。特に四十七年度からは特別豪雪地帯における市町村道につきましては、県が代行して行なう制度を新たにしたいと思っております。

大きな三つをいたしまして、有料道路制度による道路整備の推進でございます。これは従来の有料道路制度をさらに推進しているわけでございまして、地方公共団体及び地方道路公社に対する融資を拡大しております。

四番目の交通安全対策の推進でございますが、新特定交通安全施設等整備事業五カ年計画の第二年度目に当たるわけでございまして、歩道並びに

自転車道の整備に重点を置いて実施しております。また小規模バイパスを建設いたしまして、交通安全のためにつとめております。

五の都市交通対策の推進、先ほど都市局長から御説明がございましたので省略いたします。

六の道路管理の強化も省略させていただきます。四ページにまいりまして、中ほどの七、沖縄における道路整備の推進でございます。

まず第一に、沖縄の復興に伴いまして道路整備の計画を策定いたしまして、おおむね五年間で内地並みの整備率に高めるといふ方針のもとに推進したいというふうに考えております。

二番目に、沖縄の復興に伴いまして必要となる未買収道路用地の処理につきましては、所要の予算を計上いたしまして積極的に早期解決をはかることにしております。

八番のその他のうち、第一の本州四国連絡架橋事業でございますが、昭和四十八年度に着工することを目標にいたしまして、昭和四十七年度におきましては技術開発並びに調査を進めていく次第でございます。

重点施策につきましてはその程度にいたしまして、次に表が出ておりますので簡単に御説明申し上げます。

次の六ページ、七ページに予算の総括表が出ております。四十七年度の予算と前年度並びに倍率というふうに分けてございまして、四十七年度の事業費の合計欄は一番左の端にございまして、一兆六千三百六十二億七千五百萬でございます。前年度の当初に対する倍率は、右から四行目の一番下にございまして一・二五倍、つまり二五％増しになっております。

内容を簡単に申し上げますと、一般道路事業につきましては、一兆九百七十五億三千九百萬の事業費でございます。前年度の当初の倍率は一・二〇倍と二割増しになっております。有料道路事業は下から三分の一程度のところでございますが、五千二百八十三億でございます。倍率が一・三二倍でございます。したがって有料道

路のほうに重点が置かれておる次第でございますが、五カ年計画の進捗率は有料道路がかなりおくれれておりまして、これによってようやく取り返しつつあります。

一般道路事業のうち、特に重点を置かれますのは市町村道でございます。一般道路事業の上から数行目のところに市町村道という欄がございますが、この倍率が一・三七倍でございます。市町村道にかなりのウェイトを置いております。

なお、沖縄につきましては百四億三千四百萬を計上しております。

次のページの八ページ、九ページは地域別の事業費の総括表でございます。内地、北海道、沖縄というふうに分けて計上されてございまして省略させていただきます。

一〇ページ、一一ページは同じく事業費でございますが、倍率は対前年度の補正後の比較でございます。これも省略させていただきます。

一二、一三ページは有料道路予算の内訳でございます。日本道路公団は四十七年度の合計欄をこらいたでございます。という、三千五百七十三億の事業を実施するわけでございます。一三ページに支出が出ておりますが、その上から二行目に五道等高速二千五百五十億と出ております。これがたまたま工事を推進しております東北・中央・北陸・中国・九州等の五つの縦貫道を中心とした高速道路の建設の費用でございます。この建設の促進によりまして、先ほど御説明いたしました昭和四十九年度末の一千九百キロの供用開始が可能だというふうに考えております。その二行目の一般有料道路、五百三十五億の金が計上してございまして、新規に南横浜バイパスのほか三路線に着工することになっております。

次の一四ページ、一五ページは首都高速道路公団で、先ほど御説明がありましたので省略いたします。一六、一七ページも阪神高速道路公団でございますので省略いたします。

一八、一九ページは本州四国連絡橋公団予算の収入支出でございます。先ほど御説明しましたように、合計欄で百五億の予算が計上されております。一九ページの上から二行目、調査費百五億でございます。この調査費をもちまして四十七年度で三ルートにつきましての大部分の調査を終了いたしました。三ルートのいずれの箇所からでも着工できるような態勢がで上がるわけでございます。

二〇ページは名古屋高速道路公社の予算収支でございます。四十七年度八十二億をもちまして本格的な事業にかかるとございまして。

二一ページは福岡北九州高速道路公社の予算でございます。昨年の十一月に発足いたしました公社でございますが、四十七年度から三十五億八千八百萬をもちまして事業の実施にかかるわけでございます。

二二ページ、二三ページは財源の内訳でございます。二二ページは国費でございますが、特定財源が六千四百七十七億四千二百萬でございます。揮発油税と石油ガス税の収入になっております。中ほどに一般財源がございまして、二千三百五十九億九千二百萬を計上されております。昨年と比較いたしますと二・三八倍という非常に高率になっております。それから二三ページは地方公共団体の道路費の所要額並びに財源の内訳でございます。省略させていただきます。

最後の二四ページは四公団の財源の総括表でございます。省略させていただきます。

○委員長(小林武君) 住宅局調査官沢田光英君。○説明員(沢田光英君) 住宅局関係の予算の説明を申し上げます。

まず一ページでございます。住宅局関係の予算は一ページのまん中へんに書いてございまして、一般会計といたしましては、住宅対策費といたしまして千四百九十二億圓、それから下の方のほうに参りまして市街地再開発に要する経費として十三億何がし、これは組合施行によりまして

再開発あるいは防災街区の引き継ぎによりしますものがござります。

次のページをあげまして、そのほかにも住宅生産工業化に関する経費その他が一般会計としてはござります。さうなものが一般会計の所管でござりますが、二ページのまん中へんから下にござります。財政投融資につきましては住宅金融公庫及び日本住宅公団、合わせまして九千三百六十七億の財政投融資を予算として盛っております。かような予算でござりますが、住宅局の第一重点はその一ページの当初に書いてござりますように第二期建設五カ年計画の第二年度としましてこれを十分に遂行することが最大の目標でござります。そのために以下に書いてござりますように公営住宅十一万八千、改良住宅一万四千、公庫二十八万、公団八万八千、農地所有者等四千、合計で五十万四千というふうなものが戸数として計上されております。

かような戸数が計上されて、それでは五カ年計画がどういふような進行状況になっておるのかと申しますと、七ページの表をあげていただきたいと思ひます。七ページの表の一番左のほうの数字に五カ年計画の数字があげてござります。これはすでに皆さん御存じのように五カ年計画は九百五十万戸でござります。そのうち三百八十万戸を政府施策でやろうというふうなことでござりますが、その内訳がそこに公営住宅、公庫住宅、公団住宅、その他住宅、調整といまして三十八万戸と、こゝろにふりふりな調整をとって継続をされております。これが四十六年度におきましては、その右の欄にござりますように、かような実績で政府関係では六十六万七千九百という実績をあげてまいりました。これは当初予算に組みました戸数に弾力条項による財投の追加あるいは一般会計の補正予算により公営住宅の戸数の追加等を合わせた数字でござりますが、かようなことを遂行しております。

次に書いてござりますが、四十七年度の先ほど読み上げました数字でござりまして、これが合計で六十八万五千戸計画をされております。この二年度を合わせますと、合計で、その右に書いてござりますように、百三十五万二千九百という数字になります。この、三百八十万戸に對します遂行率をあげておきますのが一番右の下のすみでござります。三・五・六・七というところをござりまして、この進捗率は相当順調だといふふうな結果になってござります。さうなことで四十七年度には相当民間の落ち込みをカバーするというふうなかつこうで組まれた予算でござります。

七ページより前にはいろいろ表がござりますけれども、これは予算のこまかい内訳あるいは戸数のこまかい内訳でござりますので省略をさせていただきます。次に、八ページに参りまして、これから以下は各事業の本年度の重点と申しますか、特徴と申しますか、さういふ点につきまして御説明を申し上げたいと思ひます。

まず公営住宅でござりますが、これにつきましては先ほど申しましたように十一万八千戸を建設をするといふことでござりますが、この予算の中で一番目立ちますのはロに書いてござりますように「大都市地域を重点に高層住宅二万四千二百戸（対前年度八千五百戸の増）」住宅問題が大都市に集中してきております。大都市の土地問題に對処をいたします高層住宅を増加していくということが顕著な傾向でござります。ハ、ニとござります。ニにござりますように規模も二平米ずつ増しております。公営住宅につきましてはかようなことで鋭意その遂行に当たるわけでござります。

一〇ページ、一一ページにはその公営住宅建設事業のこまかい内訳が書いてござります。内容は省略させていただきます。次に、一二ページでござりますが、地区改良事業でござります。これは事業といたしましては改良住宅の建設一万四千戸、対前年五千五百戸の増、それに伴ひまして建てる前の土地の整備も一万四千戸分では千五百戸分、いわゆるスラム・クリアランスでござりますが、土地を先にク

リアランスして上に住宅を建てる、かようなことで事業の増加をはかっております。

この中で、その下に書いてござります「同和向け住宅改修費の貸付け」、これが対前年より千五百九十の増でござりまして、これが同和対策に全面向けられまして五千戸以上のものが各都道府県にわたって貸し付けられる。補助金を出しまして各公共団体から低率融資というもので同和貸し付けが行なわれておるといふことがだいぶん伸びた事項の一つでござります。

ロに書いてござりますように高層住宅がやはりここでもふえております。一三ページにはその内訳が書いてござります。省略させていただきます。

一四ページにおきまして、住宅金融公庫でござりますが、今回の予算の中で一番特徴を持ちましたのが住宅金融公庫でござります。もちろん山の事業概要のイに書いてござりますように個人の戸数がふえたりそのほかがござりますけれども、ロに書いてござりますように「勤労者の持家建設の促進を図るため、一戸当たりの貸付金額を次のとおり引上げる」、一般には、大都市では一戸当たり百五十万まで、前年度は百二十万、この前年度と申しますのは弾力条項で追加したあとでござります。その前は九十五万でござりました。すなわち前年度と申しますか、四十六年度でござりますが、その出だしは九十五万であったわけでござります。それが大都市地域で百五十万になり、さらに、その下を見ていただきますと、大都市ではさらに老人のおる世帯につきましては部屋を持つといふことで貸し付け金を増しまして、二十万増しまして百七十万までといふことで、当初に比べますと相当大幅な貸し付け金の限度の増額といふことになっております。

それからハに行きまして「民間開発事業者による住宅建設の促進を図るため、民間開発事業者への住宅建設資金の融資制度を新たに設ける」条件は下に書いてござりますように七分五厘で、償還期限は事業者に對しては建設期間だけ。それを賃

う人につきましては五分五厘で、構造によりまして十八年から三十五年というふうな切りかわつていくと。貸し付け限度は百八十万とかようないわゆる民間開発事業者に對する融資というものの新設をいたしております。

ニにまいりまして、「市街地環境の整備改善と住宅の供給に資するため、市街地再開発事業等に對する融資を九十五億何がしに拡充するとともに新たに用地補償を融資対象に加える」これは再開発事業に伴ひますたばき住宅のよりなものの、こゝろに書いてござりますように、用地費はいままで見ておりませんでした。ところが實際再開発におきましては、さういふ必要が非常に強いといふことが出てまいりましたので、新たにこゝろに制度を加えるということにいたしました次第でござります。

それからホもこれも新しい制度でござりまして、「市街地再開発及び中高層耐火建築物融資について、従来の建設資金に加え新たに購入資金の融資を行なう」すなわち中高層耐火建築物を公庫の融資でつくった人から店舗なり住宅なりを賣う人にも融資をする、切りかえ融資でござりますが、融資をする、かような制度を新たに設けました。以上、ロ、ハ、ニ、ホあたりが新しい制度を含んでおります。住宅金融公庫法の一部改正につなげております。大体公庫はさうなことで、いろいろな事項を新規事項として持つておるわけでござります。一六ページ、一七ページは、これは内訳のこまかい資料でござります。一九ページも同様でござります。

二〇ページにいまして、日本住宅公団でござりますが、これは四十七年度においては、八万八千戸の建設を行ないますが、そのうち賃貸住宅は、対前年度当初より四千戸増といふことで遂行するわけでござります。公団住宅におきましては、ロに書いてござりますように、高層賃貸住宅三万戸、対前年度九千戸増といふことで高層化をはかっております。さらに特徴と申しますと、二〇ページの一番下にござります「周辺地元住民と

北海道開発計画に伴う開発事業費につきましては、昭和二十五年の閣議決定に基づき昭和二十六年年度から北海道開発庁に一括計上され、使用に際

次は二ページの一、二番上の欄の、生活環境施設整備費でございますが、四十七年度は四十九億九千八百萬円で、四十六年度に比較して二億五千六百

万円、比率にして五・四％の増額となっております。

以上申し上げました関係予算のほかに、北海道開発庁の予算といたしましては、港湾、漁港、空港の整備、あるいは農業基盤整備等の事業、さらには北海道の総合開発計画を進めるための基本的調査に必要な経費でありますところの北海道開発計画費及び一般行政費等の事務費が計上されております。そうしてこのような事業費の予算が、先ほど申し上げましたように、それぞれ関係各省に移し、あるいは繰り入れられて使用されるわけでございますが、それではどのような官庁によってこれらの予算が使用されるかということをお説明申し上げます。

この資料の二、三ページをごらん願いますと、横とじの第3表というところでございますが、四十六年度の予算額、四十七年度の要求額、それから実施官庁別というふうになっております。これをまた二、三枚めくっていただきますと十六ページをごらんいただきますと、四十七年度要求額の欄が二千四百八十四億二千三百六十六円となっております。第1表の四十七年度要求額の合計額に符合しているわけでございます。これを実施官庁別に見ますと、同じく一六ページの欄でございまして、同じく一六ページの一番下の欄でございまして、総理府が二百二十六億四千四百五十五万九千円というところで、構成比は九・一％。次に農林省が六百七十五億四千五百九十八万円、構成比は二七・二％。次に建設省でございまして、これが一番多くて一千四百二十八億二百九十九万二千円、構成比は五七・五％。運輸省が百五十三億八千五百三十五万五千円、構成比は六・二％というふうになっております。

次に、このような予算によって行なわれておりますところの建設省関係の事業内容につきまして、三ページから第2表によりまして簡単に御説明申し上げたいと存じます。

まず治水事業でございますが、そのうち、その第二表の上から三行目の河川事業でございますが、四十七年度の要求額は二百五十八億九千九百

万円となっております。四十七年度におきましては、新たに留萌川を一級河川に指定し、これら一級河川をはじめ、重要河川の改修を促進するとともに、中小の河川につきましても、都市河川及び災害多発地域の河川などを重点的に改修を進めたいと考えております。

次に、ダム建設関係の事業でございますが、これは三ページの下のほうにカッコ書きで（ダム）としてございまして、四十七年度要求額は三十九億一千二百八十八万八千円となっております。多目的ダム建設事業につきましては、継続実施中の豊平峡ダムを完成し、大雪ダム、十勝ダム等の建設を促進するほか、新たに、常呂川という川にございしますが、鹿の子ダムの実施計画調査に着手することになっております。

次に、四ページの北海道河川総合開発事業でございますが、四十七年度要求額は六億九千二百三十六万八千円となっております。そのうち、まず直轄堰堤維持費でございまして、一億三千六百六十六万円をもちまして桂沢ダム、金山ダムなどの維持管理を実施することになっております。

なお、治水ダム建設事業費補助につきましては、新たに小平ダムの実施計画調査に着手することになっております。

次に、砂防事業につきましては、四十七年度要求額は二十四億九千三百三十三万五千円でございます。治水事業の効果をさらに高める観点から、荒廃溪流の砂防施設の整備を積極的に進めたいと考えております。新たに十勝川の直轄砂防事業に着手することになっております。

次に、五ページに移りまして、五ページの上段にありますところの海岸事業でございます。四十七年度の要求額は十四億三千六百九十万円となっております。そのうち建設省所管といたしましては、海岸事業調査費といたしまして九百三十万円、それから海岸保全施設整備事業費補助といたしまして六億五千六百万円を計上いたしまして、継続二十九カ所のほかに新規に六カ所を実施することになっております。

次に、道路整備事業でございます。まず、一般国道直轄改修費でございますが、四十七年度の要求額は五百二十二億六千四百四十四万円でございまして、一時改修は昭和五十年年度概算を目途に整備を進めたいとしまして、都市及び都市周辺の交通路の打開をはかるために二次改修を大幅に促進することになっております。

次に、地方道の直轄改修費でございますが、これは四十七年度の要求額は七十億六千八百八十八万円で、産業開発上緊急に整備を要する路線などを整備することといたしてございます。このうち、新規のいわゆる開発道路といたしまして二路線、これは豊富、遠軽線、丸瀬布―根室線を着工することになっております。

次に、地方道改修費補助でございますが、四十七年度要求額は二百二億一千九百九十九万円で、道路の舗装事業を推進するとともに、山村振興、過疎対策、豪雪対策及び生活環境施設整備等のため、市町村道についても、特に重要な路線を優先的に整備することといたしてございます。

次に、雪害地域道路事業でございますが、直轄事業が十八億一千八百八十八万五千円、補助事業が四十八億四千九百九十九万五千円となっております。四十七年度におきましては、積雪期における道路交通の確保をはかるため、除雪区間の延長と除雪の質の向上につとめるとともに、融雪期における交通を確保するため凍雪害防止事業などを促進することとになっております。

次に、一番下の欄の道路事業調査費でございますが、四十七年度要求額は六億七千万円で、国土開発幹線自動車道の調査、直轄道路管理調査等の諸般の調査を実施することといたしてございます。次は六ページの一番上の欄の交通安全施設整備事業費でございますが、要求額は直轄事業が十三億六千八百八十八万五千円、その下の補助事業が九億七千万円で、歩道でございまして横断歩道橋等の設置や安全施設の整備を推進することといたしてございます。

次に、街路事業でございます。四十七年度の要求額は百二十七億七千万円でございますが、これによりまして土地区画整理、立体交差、鉄道高架などの各種の事業を促進することといたしてございます。

次に、八ページの下から三行目でございます。住宅対策でございます。四十七年度の要求額は七十億二千二百四十四万四千円でございまして、八千二百戸の公営住宅を建設することといたしてございます。

次は、九ページの上から三行目の生活環境施設整備でございますが、四十七年度の要求額は四十九億九千八百八十八万五千円でございます。その内訳は、公園事業と下水道事業ということになっております。

以上で、昭和四十七年度の北海道開発関係予算の建設省関係の事業につきまして御説明申し上げます。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（小林武吉） 首都圏整備委員会予算の概要について説明願います。川島事務局長。

○政府委員（川島博君） お手元にお配りしております資料によりまして、昭和四十七年度の首都圏整備関係予算の概要について御説明申し上げます。

四十七年度は首都圏整備委員会の所管として計上されております予算総額は四億六千八百八十八万円を予定しておりますが、前年度に比しまして一億三千五百八十一万円の増加となっております。この予算の内訳は、首都圏整備委員会の一般事務処理に必要な経費及び首都圏整備審議会に必要な経費といたしまして一億三千六百三十九万九千九百九十九万円、首都圏整備計画調査に必要な経費として六千五百二十九万五千円、首都圏特定開発事業の実施を推進するため調査に必要な経費として二億円となっております。

次に、おもな内容について御説明申し上げます。首都圏整備委員会の一般事務処理に必要な経費及び首都圏整備審議会に必要な経費につきまして、首都圏整備委員会等の事務処理費、及び首都圏整備審議会運営のために必要な経費でございます。

す。首都圏整備計画の調査に必要な経費につきま
しては、昭和四十三年十月策定されました現行の
首都圏整備基本計画改定に資するための調査、既
成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域整備計
画策定のための調査を実施するために必要な首都
圏整備計画策定調査、また、首都圏における効率
的な交通通信体系を確立するために必要な総合交
通通信体系整備調査。

第三に、研究学園都市建設促進のために必要な研
究学園都市建設促進調査。

第四に、首都圏における屋外レクリエーション
需要に対処するための総合的なレクリエーション
体系の整備と環境保全に関する方策を策定するた
めに必要な総合レクリエーション体系樹立調査。

第五に、首都圏における水の供給体系に関する
長期的な需要予測と、各種水源の総合的開発方策
を樹立するための基礎調査に必要な広域水需給対
策調査。

第六に、過密対策のための調査、工業等規制の
ための基礎調査及び広域的な排水施設の整備計
画策定のために必要な生活環境整備対策調査。

第七に、東京湾地域における大規模利用が生活
環境等に及ぼす影響についての基礎調査等に必要
な東京湾総合開発計画調査。

第八に、北関東大規模都市建設のために必要な
北関東大規模都市建設計画調査を実施するための
調査経費でございます。

次に、首都圏整備特定開発事業推進調査費は、
首都圏整備計画に関する特定の開発事業の実施を
推進するために必要な調査経費でございます。

次に、首都圏整備に関する事業につきまして、
四十七年度予算に首都圏整備事業に必要な経費と
して、関係省庁の所管に計上されているものがご
ざいます。その概要についてかいつまんで御説
明申し上げます。第一は、首都圏道路整備事業に
必要な経費でございますが、これは首都圏内の幹
線道路に対する補助事業を施行するための経費で
ございまして、その総額は九百十三億八千万円
でございますので、前年度に比べて七％の増加と

なっております。

第二は、首都圏河川事業に必要な経費でありま
すが、これは、首都圏内の主要な河川の改修及び
高潮対策事業等に要する経費でありまして、総額
は百九十二億三千八百百万円で、四％の増加とな
っております。

第三は、首都圏港湾事業に必要な経費でありま
すが、これは首都圏内の主要な港湾の整備に要す
る経費で、総額百四十六億八千七百百万円で、昭和
四十六年度に比べて二％の増加となっております。

第四は、下水道事業に必要な経費でございます
が、これは首都圏内市街地における公共下水道及
び流域下水道等に要する経費で、総額は三百四十
二億千八百百万円でございますが、これは前年度予
算総額補正追加額百三十一億円を含めまして、三
百四十二億九千九百万円となっておりますので、
この前年度予算に比べますと、ほぼ同額計上され
ております。

第五は、公園事業に必要な経費でございます
が、これは国営武蔵丘陵森林公園及び近郊緑地保
全事業、一般公園整備事業等に要する経費でござ
いまして、総額三十四億五千万円、前年度に比べ
て五五％の増加となっております。

第六は、公共住宅整備事業に必要な経費でござ
いまして、これは公営住宅建設及び住宅地区改良
に要する経費でございまして、総額三百九十七億
三千三百百万円、前年度に比べて二六％の増加とな
っております。

第七は、環境衛生施設整備事業に必要な経費で
ございまして、これはし尿消化槽及びごみ焼却場
の整備に要する経費でございまして、九億八千百
万円、前年対比一・二％の増加となっております。

第八は、工業用水道事業に必要な経費でござい
ますが、これは地盤沈下の防止及び産業基盤の整
備のために工業用水道の建設を行なうための経費
でございまして、総額二十五億三千六百万円、前年
対比五四％の増加となっております。
また筑波研究学園都市の建設につきましまして

は、日本住宅公団の行ないます宅地造成事業及び
関連公共事業を実施いたしますとともに、すでに
着手いたしております国立防災科学技術セン
ター、大型移動降雨実験施設、無機材料研究所、筑
波新大学、高エネルギー物理学研究所、建築研究
所、土木研究所、宇宙開発事業団試験管施設、
日本電信電話公社電気通信建設技術開発室の施設
の建設を促進いたしますとともに、新たに国立公
害研究所、国立教育会館分館、農業技術研究所、
国芸試験場、蚕糸試験場、熱帯農業研究センター、
林業試験場、国土地理院の施設の建設に新しく
着手いたしますほか、その他の機関につきましま
しても調査を進めることとなっております。これ
らに要する経費は、移転関係機関調査あるいは
施設費で八十三億三百百万円、日本住宅公団が行
なう宅造事業費が五十一億二千六百万円がそれぞ
れの所管に計上されておりますほか、公共事業費
及び公務員宿舎の建設費等につきましては、実施
計画により配分が確定することになっておりま
す。

以上で説明を終わります。
○委員長(小林武君) 近畿圏整備本部予算の概要
について説明をお願いします。朝日次長。
○政府委員(朝日邦夫君) お手元に資料をお配り
してございますが、昭和四十七年度近畿圏整備
本部予算について御説明いたします。
近畿圏整備本部の予算は、一般行政事務処理に
必要な経費、近畿圏整備審議会に必要な経費、近
畿圏整備計画に関する計画の基礎的資料を得るた
めに必要な調査に要する経費並びに近畿圏特定開
発事業の実施を推進するために必要な経費の四つ
から成り立っております。

昭和四十七年度予算の総額は一億七千六百十万
円でありまして、昭和四十六年度の一億一千七百
二十万円の比し、約五〇・三％増となっております。
その内容は次のとおりであります。
一般行政事務処理に必要な経費は八千一百万円
あり、これは通常の事務費、人件費であります。
また、審議会に必要な経費は二百十五万円であ

り、審議会の運営に要する経費であります。
次に、整備計画調査に必要な経費は四千三百九
十四万円でありまして、この調査のおもな内容は
次のとおりであります。

第一は、既成都市区域及び近郊整備区域の整備
開発計画策定調査でありまして、一千五十二万円
が計上されております。これは、諸般の都市機能
の混在により過密の弊害が著しい既成都市区域の
再開発及び産業・人口が急激に集中しつつある近
郊整備区域の計画的な市街化をはかるための施策
に必要な資料の収集、分析を行なうものでありま
して、京阪神大都市圏への産業・人口の集中原
因、流通施設の再配置、防災的観点からの再開発
等の基礎的資料を得るための調査であります。

第二は、保全区域の保全と開発に関する調査で
ありまして、百九十八万八千円が計上されてありま
す。これは、貴重な文化財と美しい自然環境を無
秩序な開発及び公害から守り、豊かな人間生活を
営める生活環境をつくるための保全区域整備計画
の作成に必要な調査を行なうものであります。

第三は、播磨内陸部の地域開発調査でありまし
て工業配置計画調査として、二百十萬円、主要地
域の水需給調整特定課題調査として、二百十四万
円、新市街地の開発整備調査として、二百九十七
万円とそれぞれ計上されております。これは、播
磨内陸部地域に流通内陸型工業、レクリエーシ
ン等を主体とした新都市群の開発整備計画を策定
するための調査であります。

第四は、交通関係整備計画調査でありまして、
二百六十六万八千円が計上されております。これは
伊半島地域の総合的な開発計画の一環として交通
関係の既存の調査、計画等の収集、整理、分析を
行なうとともに補足調査を行ない、地域開発の基
本構想、施設計画作成への方向づけを行なうため
の調査であります。

第五は、大阪湾紀伊水道地域総合開発に関する
調査でありまして、七百六十八万八千円が計上され
ております。これは、西日本の中枢を形成する京阪
神都市圏と大阪湾紀伊水道沿岸地域を一体とした

総合的な開発計画を樹立するための調査であります。

第六は、琵琶湖総合開発調査であります。二百五十万円が計上されております。これは、昭和四十七年度からその実施が予定されております琵琶湖総合開発事業により、関係地域の社会経済構造に大きな変化が生ずるものと予想されますので、その変化を的確に把握して、これに対する総合的具体的施策を検討するために行なう調査であります。

その他として、最速土地利用計画を樹立するための土地利用計画調査を行なうこととしております。

さらに、特定開発事業の実施を推進するための調査に必要な経費は五千万円であり、昭和四十七年度新設されたものであります。これは、園域的立場から重要かつ緊急に開発整備をはかる必要のある特定開発事業について、園域の実態に即し、その特性を生かしつつ、適切かつ効率的に実施する調査であります。

以上が、近畿圏整備本部に計上された昭和四十七年度の予算の内容であります。表にまとめたものを次に掲げてあります。

何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(小林武君) 中部圏開発整備本部の予算の概要について説明願います。佐土次長。

○政府委員(佐土次長君) お手元の資料で御説明申し上げます。

中部圏開発整備本部の昭和四十七年度予算は、本来の中部圏開発整備本部に必要な経費のほか、新たに中部圏特定開発事業の実施を推進するための調査に必要な経費が計上されることとなり、この二つの大事項の合計による総額は、一億四千七百四十三万三千円であり、昭和四十六年度予算額八千六百二十五万四千円に比べ、六千七百八十九万九千、七〇・五%の増加となっております。

その内容について簡単に説明いたします。まず第一に、中部圏開発整備本部に必要な経費

は、九千七百四十三万三千円であり、

その内容の一は、一般行政事務すなわち既定定員に必要な経費であり、中部圏開発整備本部の職員二十七人の人件費と一般事務処理のための経費で、その額は、六千四百九十七万七千円であり、

その二は、中部圏開発整備本部に必要経費であり、年四回の審議会等を開催するのに必要な経費百二十四万九千円であり、

その三は、中部圏開発整備本部調査に必要な経費であり、その額は三千六百六十九万七千円であり、この調査費は、中部圏開発整備本部において、中部圏開発整備法等に基づいて中部圏の開発整備に関する諸計画策定のために必要な調査を実施するための経費であります。

現在まで、すでに昭和四十三年六月に基本計画を決定し、同年十一月都市整備区域一、都市開発区域十三、保全区域十八の区域が指定されました。このうち都市整備区域及び都市開発区域については、昭和四十四年十二月建設計画の承認があり、保全区域については、その整備計画を目下作成中であり、

昭和四十七年度においては、この保全区域整備計画の決定が最重要業務となりますが、このほか、毎年度の事業計画策定とともに基本計画等の実施推進のために必要な計画作成と、それに必要な調査を行なうことが重要な業務となっております。

調査費の内訳としては、一は、計画の実施進捗状況の把握と整合性の検討により実効ある事業計画策定をするための基本開発整備計画調査費として六十三万九千円、

二は、都市整備区域及び都市開発区域において、産業配置計画等に知識集約型産業の可能性調査、土地利用計画調査、水の需給計画調査及び建設計画の効果測定調査を実施する経費として九百七十七万五千円、

三は、保全区域の整備計画策定のため、保全区域のうち開発誘導地区整備計画調査、近郊緑地保

全区域設定調査及び文化財保全区域基礎調査のために必要な経費として五百五十三万三千円、

四は、総合交通体系整備のための幹線交通施設開発計画調査、伊勢湾周辺総合交通体系調査、北陸地方交通体系調査及び観光ルート設定調査を実施するための経費として九百九十九万九千円、

五は、国際協力により行なう地域開発に関する調査のための経費として五百八十四万一千円を計上いたしております。このうちの国際協力により行なう地域開発調査は、昭和四十三年度から、国連の地域開発調査訓練計画に基づいて、中部圏をモデルとするエカフエ地域等の各国開発担当職員に対する調査、訓練を名古屋において実施してきたところ、昭和四十六年十月、国際連合地域開発センターが日本の信託基金、四十六年度一億五百万円、四十七年度一億八千万円により、国連の機関として発足いたしました。当本部においては、この機関と協力して、中部圏開発整備に実効ある調査を実施しようとするものであります。

第二に、中部圏特定開発事業の実施を推進するための調査に必要な経費は五千万円であり、この経費は、初めて計上される予算であります。この調査は、中部圏開発整備本部の所掌事務として、中部圏開発整備法第四十四条に規定されている中部圏開発整備計画の実施を推進するために必要な経費であります。中部圏開発整備計画に掲げられたもののうち、特に園域的立場から、重要かつ緊急に開発整備をはかる必要のある特定開発事業については、園域の実態に即し、その特性を生かしつつ、適正かつ効率的に推進する必要があります。

このよう観点から、園内の特定開発事業について園域の実情を十分把握し、開発整備に関する計画の実施推進を所掌する本部が、この調査を掌握して実効をあげるために特に計上された経費であります。

以上、中部圏開発整備本部調査に必要な経費内訳について御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(小林武君) 以上で施策及び予算の説明

は終わりました。

本日は以上の説明聴取にとどめ、質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
- 一、下水道事業センター法案
- 一、河川法の一部を改正する法律案
- 一、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項を次のように改める。

10 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第六号に規定する施設建築物その他の街地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止に寄与する政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの(以下「施設建築物等」という。)又は相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物(施設建築物等を除く。以下「特定中高層耐火建築物」という。)を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。この場合において、施設建築物等を建設する者が施設建築物等の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、土地又は借地権の取得に必要な資金を施設建築物等の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

第十七条第十一項第一号中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 公庫は、前項の規定による貸付けを受けて新

たに建設された施設建築物等又は特定中高層耐火建築物で、また人の居住の用その他のその本来の用途に供したことの無いものを購入する者に対し、その購入に必要な資金を貸し付けることができる。前項後段の規定は、施設建築物等を購入する者が施設建築物等の購入に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合について準用する。

第十八条（見出しを含む。）中「貸付」を「貸付け」に、「及び第十項」を「第十項及び第十項」に、「貸付の」を「貸付けの」に、「行」を「行なう」に、「申込を」を「申込みを」に、「見込」を「見込み」に、「貸付に」を「貸付けに」に、「且つ」を「かつ」に、「申込に」を「申込みに」に、「参しやく」を「参酌」に改める。

第二十条第四項中「一戸当り」を「一戸当たり」に、「第八項の規定による貸付金」を「第八項又は第十一項の規定による貸付金及び同条第十項の規定による貸付金で施設建築物等に係るもの」

に改め、同条第五項中「貸付金の」を「貸付金で特定中高層耐火建築物に係るもの」に改め、「中高層耐火建築物等の」及び「第十七条第十項に規定する施設建築物にあつては、住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。」を削り、同条第六項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改め、「同条第十項に規定する施設建築物にあつては、公庫の貸付金に係る賃貸住宅等の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。」を削り、同条第七項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改め、同条第八項中「七十六平方メートルを」を「六十七平方メートル以上で主務大臣が定める面積を」に、「六十七平方メートルとして」を「当該主務大臣が定める面積として」に改め、同条第九項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に改める。

第二十一条第一項の表中

利率
年五分五厘
年五分五厘
年五分五厘
年五分五厘

を

利率
年五分五厘 （地方公共 団体、地方 住宅供給公 社その他政 令で定め る者（以下 「地方公共 団体等」と いう。）以外 の者で第十 七条第一項 第四号の規 定に該当す るものに對 する貸付金 にあつて は、政令で 定める利 率）

に改める。

第二十一条第二項中「五年以内」の下に「（新住宅市街地開発事業その他政令で定める大規模な事業に係る貸付金にあつては、七年以内）」を加え、同条第七項中「第十項」の下に「又は第十一項」を、「貸付金」の下に「で特定中高層耐火建築物に係るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で施設建築物等に係るものの利率及び償還期間は、政令で定める。

第二十一条に次の一項を加える。

9 第二項又は第七項の規定により政令で利率を定める場合には、地方公共団体等以外の者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの行なう住宅の建設又は施設建築物等の建設若しくは購入が促進されるように配慮し、かつ、銀行その他一般の金融機関の貸付利率及び第二十七条の第二項の規定による借入金の利率を勘案しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

第二十一条の二第一項中「中高層耐火建築物等」を「特定中高層耐火建築物」に、「且つ、貸付」を「かつ、貸付け」に改める。

第二十一条の三第一項ただし書中「同条第四項」の下に「若しくは第十項」を加え、同条第三項第四号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十一項」に改め、同条第六号中「第十項」の下に「又は第十一項」を加え、同項第七号及び第八号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十一項」に改める。

第二十三条第一項中「及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改める。

第二十四条第二項中「第十七条第十一項各号」を「第十七条第十二項各号」に改める。

第三十五条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「参しやく」を「参酌」に改め、同条第三項中「又は第十項」を「第十項又は第十一項」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第三十五条の二第一項中「譲受人の選定方法」を「及び譲受人の選定方法並びに譲渡価額（当該貸付けを受けた者が地方公共団体等以外の者である場合に限り）」に改め、同条第三項中「貸付けを受けた者」を「貸付けを受けた地方公共団体等」に改め、同条第四項中「第十項」の下に「又は第十一項」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、「住宅」の下に「又は当該住宅の建設若しくは購入に附随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るもの」を加える。

第三十六条の見出しを「（土地あつせん手数料）」に改め、同条中「第十七条第十一項第二号」を「第十七条第十二項第二号」に、「行」を「行なう」に、「土地あつせん手数料」を「土地あつせん手数料」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 （産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十一項」に改める。

（北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正）

北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

利 率
年五分五厘
年五分五厘
年五分五厘
年五分五厘

を

利 率
年五分五厘 (公庫法第二十一條第一項に規定する地方公共団体等以外の者で同法第十七條第一項第四号の規定に該当するものに対する貸付金にあっては、政令で定める利率)

に改める。

第八条に次の一項を加える。

7 公庫法第二十一條第九項の規定は、第二項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合について準用する。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第十一号中「第十七條第十一項第三号」を「第十七條第十二項第三号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

5 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

(経過規定)

6 都市再開発法附則第四條第二項に規定する防災建築物造成組合若しくはその組合員が建築する防災建築物又は同項に規定する防災建築物

第五章 財務及び会計(第二十九條—第四十條)

第一章 総則

第一条 下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行ない、下水道の根幹的施設を建設することともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図り、もつて下水道の整備の促進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二章 設立

第二条 下水道事業センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、センターに出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができない。

5 センターに出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならない。

6 第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

は、政令で定める。

(名称)

第五条 センターは、その名称中に下水道事業センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に下水道事業センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第六条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第八条 センターを設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長及び下水道又は下水道事業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 発起人は、第一項の認可を受けたときは、地方公共団体に對して、センターに対する出資を募集しなければならない。

(理事長又は監事となるべき者)

第九条 建設大臣は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(設立の認可等)

第十條 発起人は、第八條第三項の規定による募集が終つたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に對して、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十一條 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第九條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十二條 第九條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款)

第十三條 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 評議員会に関する事項
 - 七 業務及びその執行に関する事項
 - 八 財務及び会計に関する事項
 - 九 定款の変更に関する事項
 - 十 公告の方法
- 2 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (役員)

第十四條 センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十五條 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

(役員の任命)

第十六條 理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十七條 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十八條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員（非常勤の理事を除く。）となることができない。

(役員の解任)

第十九條 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前條の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一條 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十二條 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十三條 センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以内で組織する。

3 評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者のうちから、建設大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十四條 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十六條 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に關する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に關する技術的援助を行なうこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を行なうこと。

三 下水道に關する技術を担当する者の養成及び訓練を行なうこと。

四 下水道に關する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十七條 センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第二十八條 国及び地方公共団体は、センターの業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九條 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十條 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

らない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十二条 センターは、第三十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は承認に係る財務諸表を、センターに出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、建設大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十六条第一項第二号に掲げる業務の費用に充てるためのセンターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

2 第二十六条第一項第二号に掲げる業務をセンターに委託する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、当該委託に係る業務に要する費用の額の範囲内において、センターの長期借入金に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十七条 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、センターに対し、センターの業務運営費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十八条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
- 2 銀行への預金又は郵便貯金
- 3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十九条 センターは、建設省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しよう

とするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

第四十二条 センターは、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十三条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

第四十四条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 建設大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十六条第二項、第二十

七条第一項、第三十条、第三十四条第一項若しくは第二項ただし書、第三十六条又は第三十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第四十条の承認をしようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十一条の建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十六条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十六条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十九条 第五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に下水道事業センターという文字を用いている者については、第五條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 センターの最初の事業年度は、第二十九條の

規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の前に次のように加える。

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の前に次のように加える。

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の表中公営企業金融公庫の項の前に次のように加える。

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二の表中公営企業金融公庫の項の前に次のように加える。

下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本中央競馬会」の下に「下水道事業センター」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十六 下水道事業センターが下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)第

二十六條第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十 下水道事業センターが下水道事業センター法第二十六條第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(建設省設置法の一部改正)

10 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 下水道事業センターの業務の監督その他下水道事業センター法(昭和四十七年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四條第四項中「第七号の三」を「第七号の四」に改める。

第四條の二第四項中「第三條第七号」の下に「及び第七号の二」を加える。

河川法の一部を改正する法律案
河川法の一部を改正する法律
河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政令で指定したものをいう」を「建設大臣が指定したものをいう」に改め、同條第四項を削り、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

第四條に次の二項を加える。
5 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

第十四條第二項中「一級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長」を「政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるもの」に改める。

第十五條中「二級河川について、河川管理者が」を「河川管理者は」に改め、「河川管理者は」を削る。

第六十六條中「及び第七十條」を「第七十條及び第七十條の二」に改める。

第七十條の次に次の一条を加える。
(特別水利使用者負担金)

第七十條の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を排除し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占有する者(以下この条において「特別水利使用者」という。)に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなる認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

第七十一条中「及び前条第一項」を、「第七十条第一項及び前条第一項」に改める。

第七十二条中「又は第七十条第一項」を、「第七十条第一項又は第七十条の二第一項」に改める。

第一百零一条中「第四十四条第一項の政令で指定する水系及び第五十一条第一項の水系以外の水系に係る」を「二級河川及び二級河川以外の」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(一級河川の指定の経過措置)
2 この法律の施行前に改正前の第四条の規定によりした河川の指定は、改正後の同条の規定によりした河川の指定とみなす。

(治水特別会計法の一部改正)
3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「河川法」の下に「第五十九条」を加え、同項第四号中「若しくは第七十条第一項」を、「第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項」に改める。

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案
特定多目的ダム法の一部を改正する法律案
特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダムに関する基本計画の作成又は変更の際、発電の使用権の設定予定者を定めることができない特別の事情があり、かつ、当該基本計画の作成後相当の期間内にこれを定めることができる見込みが十分であるときは、当該特定用途に係る前項各号に掲げる事項については、その際定めることができる限度において基本計画に定めれば足りる。この場合においては、建設大臣は、当該ダ

ム使用権の設定予定者を定めることができることとなつた後、遅滞なく、当該基本計画を変更して、必要な事項を定めなければならない。

一 当該多目的ダムにより、洪水等による災害の発生を防止し若しくは軽減し、又は流水の正常な機能を維持し若しくは増進する緊急の必要があること。

二 発電の用以外の特定用途に係る水の需要が十分にあり、かつ、当該多目的ダムによりその供給を確保する緊急の必要があること。

第七十条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金」が充てられる場合においては、支払うべき利息の額を加える。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(治水特別会計法の一部改正)
2 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「第九号」の下に「第一項」を加える。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第二項の規定による借入金
第五条第二項第三号中「第九号」の下に「第一項」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第二項の規定による借入金
の償還金及び利子
第九条の見出しを「(他会計への繰入れ)」に改め、同条に次の一項を加える。

償還実績並びに特定多目的ダム法第七十条第一項の規定による借入金(第十五条の二第二項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てられるものに限る。次号及び第十六条第二項において同じ。)に係る債権の発生及び回収実績表」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入れ及び償還計画表並びに特定多目的ダム法第七十条第一項の規定による借入金に係る債権の発生予定及び回収計画表

第十條第三項ただし書中「当該年度の事業計画表」を「同項第二号の書類で当該年度に係るもの」に改める。

第十五条の次に次の三條を加える。

(借入金)
第十五条の二 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目的ダム建設工事に要する費用のうち、特定多目的ダム法第四條第三項後段の規定により多目的ダムの建設に関する基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金(政令で定める期間における多目的ダム建設工事に要する費用に係る部分に限る。)の額に相当する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分により借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 特定多目的ダム法第七條第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(借入限度の繰越し)
第十五条の三 特定多目的ダム建設工事勘定において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れ

をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることが出来る。

(借入金の借入れ及び償還の事務)
第十五条の四 第十五条の二第二項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

第十六条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二號を加える。

二 借入金の借入れ及び償還実績表
三 特定多目的ダム法第七條第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表

(治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
3 前項の規定による改正後の治水特別会計法の規定は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。ただし、前項の規定による改正後の治水特別会計法第十條第二項又は第十三條第二項の規定により治水特別会計の歳入歳出予算計算書等又は予算に添付すべき前年度の借入金の借入れ及び償還実績並びに特定多目的ダム法第七條第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表、又は前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに特定多目的ダム法第七條第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表は、昭和四十七年度分(前年度の借入金の借入れ及び償還実績並びに特定多目的ダム法第七條第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表については、昭和四十八年度分を含む。)に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)
4 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二第三項中「関する」の下に「治

水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又ははを加える。

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律
治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「昭和四十三年度」を「昭和四十七年度」に改める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）
2 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第 号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十六年度以前の年度のこの予算の予算で昭和四十七年度以後の年度の繰り越したのものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）
3 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）

の一部を次のように改正する。

附則中第二十六項を第二十七項とし、第二十三項から第二十五項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

23 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第 号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度の繰り越したのものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、大和郡山市総合都市開発計画反対に関する請願（第四八三号）

第四八三号 昭和四十七年二月二十一日受理
大和郡山市総合都市開発計画反対に関する請願
請願者 奈良県大和郡山市南郡山町台所北二二〇 伊尾利秋外三千六十八名
紹介議員 新谷寅三郎君
大和郡山市が行なおうとしている都市計画法並びに都市再開発法による市街地再開発計画・道路計画に反対である。

理由

一、大和郡山市総合都市開発計画は秘密のうちに進められ、地域住民の了解を得たものではない。
二、市議会に対してもまだ十分な説明が行なわれておらず、昭和四十五年十二月二十三日議決された「道路計画の一部変更」も十分審議されたものでない。

三、わずか二百メートルの商店街を横ぎる道路が四本も計画され、八十四メートルまで道路敷地

となる。

四、再開発の結果、ビル内居住を余儀なくされる市民の生活は現在の生活環境と大きくかけはなされることになる。

五、再開発による減歩、権利交換清算はあまりにも市民に犠牲を強制するものである。

六、大和郡山旧市内の再開発は、いかように再開発しても立地条件が悪く、経営上収支つぐなう見こみはなく、当該住民の生存権のまっ殺にならる。

七、南北小学校を二十五メートル道路でかこむことになり、教育環境に逆行するものはなはだし

い。
八、県都市計画審議会では道路計画の大半が保留されている。

九、豊臣百万石、柳沢十五万石の城下町の特殊な遺跡、保存はなら考慮されていない。